

## 告 示

### 埼玉県告示第五百五十号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、荒川水系黒目川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県朝霞県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年埼玉県告示第四百三十五号（荒川水系黒目川浸水想定区域の指定）は、令和二年五月二十六日限り、廃止する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕